



中国語原文	日本語仮訳
<p>附件二</p> <p>货物贸易进口付汇管理暂行办法实施细则</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为完善货物贸易进口付汇（以下简称进口付汇）管理，依据《货物贸易进口付汇管理暂行办法》（以下简称《办法》），制定本细则。</p> <p>第二条 外汇局依法对进口单位、银行办理进口付汇业务的真实性和合规性进行监督管理。</p> <p>第二章 名录管理</p> <p>第三条 进口单位取得对外贸易经营权后，应按本细则第五条规定到外汇局办理“进口单位付汇名录”（以下简称名录）登记手续，并签署《货物贸易进口付汇业务办理确认书》（以下简称《确认书》，见附1）。</p> <p>第四条 本细则发布实施前已在外汇局办理名录登记手续的进口单位，应在六个月内签署《确认书》。签署《确认书》后，外汇局将其自动列入名录，未在规定期限内签署的，外汇局将取消其名录资格。</p> <p>第五条 本细则发布实施前未在外汇局办理名录登记手续的进口单位，需持名录登记申请书及下列材料到外汇局办理名录登记手续：</p> <p>（一）《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《中华人民共和国台、港、澳、侨投资企业批准证书》等相关证明材料；</p>	<p>添付2</p> <p>貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法実施細則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 貨物貿易輸入外貨支払（以下、輸入外貨支払と略称）管理を整備するために、「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」（以下、「弁法」と略称）に基づき、本細則を制定する。</p> <p>第二条 外管局は法律に基づき、輸入単位、銀行の輸入外貨支払業務の真实性と合法性に対して監督管理をする。</p> <p>第二章 リスト管理</p> <p>第三条 輸入単位は対外貿易經營権を取得した後、本細則第五条の規定に基づき、外管局に「輸入単位外貨支払「リスト」（以下、「リスト」と略称）の登記手続きを行い、且つ「貨物貿易輸入外貨支払業務手続確認書」にサインしなければならない。（以下、「確認書」と省略 添付1ご参照。）</p> <p>第四条 本細則の公布実施前に、既に外管局に「リスト」登記手続きをした輸入単位は、6ヶ月以内に「確認書」にサインしなければならない。「確認書」サイン後は外管局が自動的に「リスト」に登録し、規定の期間内にサインをしなければ、外管局は当該「リスト」資格を取り消す。</p> <p>第五条 本細則の公布実施前に外管局に「リスト」の登記手続きを行わなかった輸入単位は、「リスト」登記申請書及び下記の資料を持参し、外管局に「リスト」登記手続きを行わなければならない。</p> <p>（一）「対外貿易經營者届出登記表」、法に基づき届出登記手続きを取る必要がない場合は「中華人民共和国外商投資企業批准證書」又は「中華人民共和国台湾、香港、マカオ及び華僑による投資企業批准證書」等の関連証明資料を提供しなければならない。</p>



<p>(二) 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》;</p> <p>(三) 《中华人民共和国组织机构代码证》;</p> <p>(四) 《中华人民共和国海关进出口货物收发货人报关注册登记证书》;</p> <p>(五) 法定代表人签字、加盖单位公章的《确认书》;</p> <p>(六) 外汇局要求提供的其他材料。</p> <p>外汇局审核上述材料无误后, 将进口单位列入名录, 并向银行发布名录信息。</p> <p>第六条 进口单位名录信息发生变更的, 应当在变更之日起 30 日内, 持相关变更文件或证明到外汇局办理名录变更手续。</p> <p>第七条 进口单位发生下列情况之一的, 外汇局可将其从名录中注销:</p> <p>(一) 进口单位终止经营或被工商管理部门注销、吊销营业执照的;</p> <p>(二) 进口单位终止或被商务部门取消对外贸易经营权的;</p> <p>(三) 外汇局认定的其他情况。</p> <p>进口单位注销后重新申请进入名录的, 应按照《办法》第九条关于列入名录进口单位辅导期管理规定办理进口付汇业务。</p>	<p>(二) 「企業法人営業許可書」又は「企業営業許可書」</p> <p>(三) 「中華人民共和国組織機構コード証」</p> <p>(四) 「中華人民共和国税関輸出入貨物発送人・荷受人通関申告登録登記証書」</p> <p>(五) 法定代表者がサインし、単位の印鑑のある「確認書」</p> <p>(六) 外管局が要求するその他の資料</p> <p>外管局は上記の資料を審査・確認し、間違いがない場合、輸入単位を「リスト」に登録し、銀行に「リスト」情報を公表する。</p> <p>第六条 輸入単位「リスト」情報を変更する場合、変更日から 30 日以内に、外管局に関連変更書類・証明を持参し、「リスト」変更手続きを行わなければならない。</p> <p>第七条 輸入単位に下記の状況のいずれかが発生した場合、外管局は当該単位を「リスト」から削除することができる。</p> <p>(一) 輸入単位の経営終了、又は工商管理部门に営業許可書を取り消されるか没収された場合</p> <p>(二) 輸入単位が対外貿易経営権を終了、または商務部門に取り消された場合</p> <p>(三) 外管局が認定した他の状況。</p> <p>輸入単位は取り消し後、再度「リスト」申請をする場合は、「弁法」第九条の「リスト」記入輸入単位指導期間管理規定に従い、輸入外貨支払業務を取り扱わなければならない。</p>
<p>第三章 进口付汇管理</p>	<p>第三章 輸入外貨支払管理</p>
<p>第八条 进口单位在银行办理进口付汇时, 应根据结算方式和资金流向填写进口付汇核查凭证, 向境外付汇的应填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》(包括向境内离岸账户、境外机构境内账户付汇), 向境内付汇的应填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》。</p>	<p>第八条 輸入単位は銀行で輸入外貨支払を行う際、決済方式と資金流の方向に基づき輸入外貨支払検査証憑に記入し、域外へ外貨を支払う場合、「域外送金申請書」又は「対外外貨支払/引受通知書」(域内向けオフショア口座、域外機構域内口座外貨支払を含む)、域内へ外貨を支払う場合、「域内送金申請書」又は「域内支払/引受通知書」に記入する。</p>
<p>第九条 进口单位应在进口付汇核查凭证上准确标注该笔付汇“是否为进口核查项下付汇”, 并根据实际对外付款交易性质填写交易编码。对一笔付汇涵盖多种交易性质的, 第一栏交易</p>	<p>第九条 輸入単位は輸入外貨支払検査証明書類に当該支払が「輸入支払検査項目下の支払であるかどうか」を正確に明記し、且つ実行ベース対外外貨支払取引の性質に基づき取引コードを記入しなければならない。複数の</p>

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



编码、金额以及币种等信息按贸易从大原则申报。进口付汇申报按照国际收支申报和核查专用信息申报有关规定办理。

第十条 进口单位应按其货物实际装运日期填写进口付汇核查凭证中的“最迟装运日期”。预付货款业务，其最迟装运日期填写合同约定装运日期；一笔进口付汇对应多份合同的，其最迟装运日期填写最迟一笔货物装运日期；境外工程使用物资、转口贸易支付，其最迟装运日期填写实际或预计收汇日期，如为分阶段收款，填写最迟一笔收汇日期。

第十一条 对不在名录进口单位、“C类进口单位”的进口付汇以及外汇局认定的其他付汇业务，未经外汇局登记，银行不得为进口单位办理进口付汇或开立信用证等相关业务。

第十二条 银行为进口单位办理付汇手续时，需审查进口单位填写的进口付汇核查凭证，并按以下规定审查相应有效凭证和商业单据：

(一) 以信用证方式结算的，审查进口合同、开证申请书。

对于信用证项下售汇银行与付汇银行不一致的，付汇（开证）银行在核实售汇银行划转的资金到账后，还需审查经售汇银行签注的审单结论和外汇划转凭证；

(二) 以托收方式结算的，审查进口合同；

(三) 以预付货款方式结算的，审查进口合同、形式发票；

(四) 以货到付款方式结算的，按《进口货物报关单“贸易方式”分类付汇代码表》（见附2）审查相关有效凭证和商业单据。

对于凭“可以对外售付汇”进口货物报关单付汇的，审查进口合同、加盖海关“验讫章”的进口货物报关单正本（付汇证明联）、商业发票；

取引性質を持つ一つの支払については、第一欄取引コード、金額及び通貨種類等の情報を、「従大原則」（貿易規模の大きい順）に従って申告しなければならない。輸入外貨支払申告は国際収支申告及び検査専用情報申告の関連規定に基づき処理する。

第十条 輸入単位は実際の貨物輸送期限に応じて、輸入外貨支払検査証明書に「輸送期限日」を明記する。前払い業務の運送期限日は、契約書で約定された運送期限日とする。一件の輸入外貨支払が複数の契約に対応する場合、その輸送期限日は最終貨物輸送日とする。域外工使用物資、中継貿易の支払についての輸送期限日は實際輸送日または外貨受取予定日を記入し、分割して代金を受け取る場合は、最終回の外貨受取日を記入する。

第十一条 「リスト」に登録されていない輸入単位と「C類輸入単位」の輸入外貨支払、及び外管局が認めたその他の支払業務については、外管局の登記手続を完了しない限り、銀行は輸入単位に輸入外貨支払、または信用状の開設等、関連業務を行ってはならない。

第十二条 銀行は外貨支払手続きを行う際、輸入単位が記入した輸入外貨支払検査書類を審査し、且つ、下記の規定に従って関連の有効証明及び商業書類を審査しなければならない。

(一) 信用状で決済する場合は、輸入契約、信用状開設申請書を審査する。

信用状項目下の外貨売却銀行と外貨支払銀行が一致しない場合、外貨支払（信用状開設）銀行は外貨売却銀行から振込まれた資金の入金状況を確認後、外貨売却銀行がサイン済みの審査結果書と外貨支払振込証明書を審査しなければならない。

(二) 取立の方式で決済する場合は、輸入契約書を審査する。

(三) 前払い決済の場合は、輸入契約書、プロフォーマ・インボイスを審査する。

(四) 着払い決済の場合は、《輸入貨物通関申告書“貿易方式”分類外貨支払コード表》（添付2参考）を基に、有効となる関連証拠と商業書の審査を行う。

“外貨売渡対外支払可”となる輸入貨物通関書を持参し、対外外貨支払を行う場合、輸入契約書、税関による“検査済印”が捺印してある輸入貨物税関申請書の原本（外貨支払証明聯）、商業書類の審査を行う。



对于凭“有条件对外售付汇”进口货物报关单付汇的，还需根据进口货物报关单的贸易方式，审查相应凭证；“不得对外售付汇”进口货物报关单不能凭以办理进口付汇；

(五) 境外承包工程项下对外支付贸易货款的，除依据不同结算方式审查有关单证外，还需审查工程承包协议、工程承包资质证明等；

(六) 转口贸易项下对外支付贸易货款的，除依据不同结算方式审查有关单证外，先支后收项下还需审查出口合同，先收后支项下还需审查出口合同、收汇凭证；

(七) 深加工结转项下对外付汇或境内以外汇结算的，除依据不同结算方式审查转厂合同及有关单证外，还需审查贸易方式为“进料深加工”或“来料深加工”的出口货物报关单（复印件）。

对于上述进口付汇，属于代理进口的，还需审核代理协议；依据本细则第十六条规定需外汇局事前登记的，还需凭《进口付汇登记表》（以下简称《登记表》，见附3）办理付汇。

银行为进口单位办理付汇手续时，无需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查。

第十三条 对于进口付汇后因合同取消等原因产生的退汇业务，原则上退款人应当为原付汇收款人。银行为进口单位办理相关收汇手续时，应当审查原进口付汇核查凭证、原进口合同、退汇协议以及其他对应退汇证明材料。对于退款人不是原付汇收款人等特殊情況，还需审查退款人与原付汇收款人不一致的情况说明。

第十四条 银行按规定审查相关资料后，留存进口货物报关单正本，合同、发票、代理协议等单证留存复印件。对于需要分次付汇的货到付款业务，由办结最后一次付汇业务的银行留存

“条件付外貨売渡対外支払”輸入貨物通関書による外貨支払の場合、引き続き輸入貨物通関書の貿易方式によって関連証憑を審査し、“外貨購入不可”の輸入貨物通関書に対しては輸入外貨支払を行うことができない。

(五) 域外での工事請負対外外貨支払い貿易代金の場合は、決済方法別に関連書類を審査するほか、工事請負契約や工事請負資質証明等の審査も行わなければならない。

(六) 中継貿易項目下の対外外貨支払いは、決済方法別に関連書類を審査するほか、前受け後払い項目下の場合は、輸出契約書と外貨入金証憑を審査しなければならない。

(七) 深加工結転（転廠）項目下の対外外貨支払または域内外貨決済の場合、決済方法による転廠契約書及び関連証明を審査するほか、貿易方式が「进料深加工」または「来料深加工」となる場合、輸出貨物通関書（コピー）を審査しなければならない。

上述の輸入外貨支払が代理輸入に属する場合、代理契約も審査しなければならない。本細則・第十六条規定に基づき、外管局に事前登記が必要な場合は、「輸入外貨支払登記表」（以下「登記表」と略称、添付3を参照）に基づき外貨支払手続きを行う必要がある。

銀行が輸入単位の支払い手続きを行う場合は「中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて、輸入貨物通関書電子台帳をオンライン検査する必要はない。

第十三条 輸入外貨支払後に、契約取り消しなどの原因による返金業務が生じる場合、原則として返金者は元の外貨支払の受取人でなければならない。銀行が輸入単位に関連外貨受取手続きを行う場合、元の輸入外貨支払検査証明書類、元の輸入契約書、返金契約及びその他の返金証明の資料を審査しなければならない。返金者が元の外貨支払受取人でない等の特別な場合、返金者と元の外貨支払受取人が不一致となる状況説明を審査しなければならない。

第十四条 銀行は規定を基に関連資料を審査し、輸入貨物通関書原本、契約書と領収書、代理契約など関連書類のコピーを保存しなければならない。分割支払となる着払い業務の場合、最終回の外貨支払を取り扱った銀行が



进口货物报关单正本，其他付汇银行留存有相关银行签注付汇金额、报关单未付汇余额以及付汇日期并加盖相关银行业务公章的进口货物报关单复印件，并在进口货物报关单正本上签注本行付汇金额并加盖本行业务公章。

第十五条 下列情况之一的进口货物报关单经营单位与付汇单位不一致业务，报关单经营单位需在货物进口后 30 日内，持申请书、代理协议、免税证明或许可证等证明材料以及进口货物报关单到所在地外汇局办理货物信息变更手续：

- (一) 进口单位代理外商投资企业和捐赠项下进口；
- (二) 许可证、进口配额、特定商品登记项下进口；
- (三) 外汇局认定的其他情况。

第十六条 下列付汇业务，进口单位应在付汇或开立信用证前持申请书和本条规定的材料到外汇局办理进口付汇业务登记手续：

- (一) 不在名录进口单位的进口付汇，按照不同结算方式除提供本细则第十二条规定的有关单证外，还需提供本细则第五条第(一)、(二)、(三)项规定的有关单证；

(二) “C 类进口单位”的货到付款业务，外汇局还需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查，核注、结案及打印相关电子底账；

(三) 其他需登记的进口付汇。
外汇局审核进口单位提交的上述材料后，为其出具加盖“货物贸易进口付汇业务章”的《登记表》，并留存相关资料复印件。

第十七条 进口单位下列进口付汇业务应在进口货物报关单进口日期或收付汇日期后 30 日内向外汇局逐笔报告：

輸入貨物通関書の原本を保管し、その他の外貨支払銀行は、関連銀行が記入した支払金額、通関申告書未払い金額及び支払期日かつ業務公印のある輸入貨物通関書のコピーを保管し、且つ、輸入貨物通関申告書の原本に同行が外貨支払金額を記入し銀行業務公印を捺印する。

第十五条 下記の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書上の経営単位と外貨支払単位の業務が一致しない場合、通関書での経営単位は貨物輸入後 30 日以内に、申請書や代理契約、免税証明或いは許可証など証明資料及び輸入貨物通関書を所在地外管局に持参し、貨物情報変更手続きを行わなければならない。

- (一) 輸入単位が外商投資企業の代理で寄贈輸入項目下の輸入を行う。
- (二) 許可証明書、輸入配当額、特定商品登記項目下の輸入を行う。
- (三) 外管局が認定した他の状況

第十六条 下記の外貨支払業務については、輸入単位は外貨支払又は信用状を開設する前に、申請書と本条が規定する資料を外管局に持参し、輸入外貨支払業務登記手続きを行わなければならない。

(一) 「リスト」に登録されていない輸入単位の輸入外貨支払は、決済方法別に、本細則第十二条に規定された関連書類を提出するほか、本細則の第五条第(一)、(二)、(三)項目に規定する関連書類を提出しなければならない。

(二) 「C 種類輸入単位」の着払い業務は、外管局は「中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて輸入貨物通関申告書の電子ファイルをオンライン検査し、消し込み、ファイルクローズ及び関連電子ファイルの印刷を行わなければならない。

(三) その他、登記が必要となる輸入外貨支払。
外管局は輸入単位が提出する上述資料を審査した後に、“貨物貿易輸入外貨支払業務印”が捺印された《登记表》を発行し、関連資料のコピーを保管しなければならない。

第十七条 輸入単位は下記輸入外貨支払業務について、輸入貨物通関申告書の輸入期日或いは外貨受取・支払日から 30 日以内に外管局に都度報告しなければならない。



- (一) “B类进口单位”的进口付汇；
- (二) 单笔合同项下付汇与实际到货或收汇差额超过合同金额 10%且金额超过等值 10 万美元的进口付汇；
- (三) 单笔金额超过等值 10 万美元的进口退汇；
- (四) 进口单位列入名录后自发生进口付汇业务之日起三个月内的进口付汇；
- (五) 其他需进行逐笔报告的进口付汇。

进口单位应当通过贸易收付汇核查系统逐笔报告其进口付汇和对应的到货或收汇信息并及时接收外汇局反馈信息，持打印的《进口付汇逐笔核查报告表》（见附 4）和相关有效商业单证或证明材料到外汇局现场报告。

第十八条 外汇局确定的“B类进口单位”和“C类进口单位”的进口付汇业务，还应遵守本细则第三十六条和第三十七条规定。

第四章 非现场核查与监测预警

第十九条 外汇局依托贸易收付汇核查系统对进口单位进口付汇数据和进口货物数据或进口项下收汇数据进行总量比对，实施非现场核查。外汇局对进口单位进行定期非现场总量核查，也可根据地区进口付汇监测情况，随时、动态进行非现场总量核查。

第二十条 进口单位贸易项下的进口付汇数据、进口退汇数据、境外承包工程使用物资以及转口贸易等项下的收付汇数据，贸易方式为“可以对外售付汇”和“有条件对外售付汇”的进口货物数据以及其他进口货物数据纳入非现场总量核查。国家外汇管理局可参考地区、行业、经济类型等因素，对参与总量核查的付汇数据、进口货物数据以及收汇数据进行调整。

第二十一条 进口付汇监测预警的主要内容包

- (一) 「B類輸入単位」の輸入外貨支払
- (二) 一つの契約項目下の支払金額と実際到着貨物或いは実際の外貨受取金額との差額が契約金額の 10%を超過し、且つ 10 万米ドル相当額を超過する輸入外貨支払。
- (三) 1 件あたり、10 万米ドル相当額を超過する輸入返金。
- (四) 「リスト」に登録した後、輸入外貨支払業務発生日から 3 ヶ月以内の輸入外貨支払。
- (五) その他の都度報告が必要となる輸入外貨支払。

輸入単位は「貿易収支検査システム」を通じて、輸入外貨支払と、当該貨物の到着或いは外貨受取情報を都度報告し、又、外管局がフィードバックした情報を速やかに受け取り、「輸入外貨支払都度審査報告表」（ファイル 4 参照）及び関連の有効商業書類或いは証明資料を外管局に持参し報告しなければならない。

第十八条 外管局が確定した「B類輸入単位」と「C類輸入単位」の輸入外貨支払業務は、本細則の第三十六条と第三十七条の規定を遵守しなければならない。

第四章 オフサイト検査と警戒モニター

第十九条 外管局は「貿易収支検査システム」を通じて輸入単位の輸入外貨支払データと輸入貨物データ或いは輸入項目下外貨受取データに対して総量比較を行い、オフサイト検査を実施する。外管局は輸入単位に対して、定期的なオフサイト総量検査を実施し、各地域の輸入外貨支払監督状況に基づき、随時かつ動的にオフサイト総量検査を実施することができる。

第二十条 輸入単位貿易項目下の輸入外貨支払データ、輸入返金データ、域外工事請負使用物資及び中継貿易等項目下の外貨収支データ、貿易方式を「外貨売却と対外支払可」並びに「条件付き外貨売却と対外支払」とする輸入貨物データ、及び他の輸入貨物データはオフサイト総量検査に組み込まれる。国家外管局は地域、業界、経済類型等の要素を参考に、総量検査に組み込まれる外貨支払データ、輸入貨物データ及び外貨受取データを調整する。

第二十一条 輸入外貨支払警戒モニターの主な内容について

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



- (一) 货物总量核查、多到货金额以及多付汇金额等情况；
- (二) 转口贸易、境外承包工程等收汇总量核查情况；
- (三) 进口退汇、进口贸易融资、预付货款以及代理进口等情况；
- (四) 辅导期内进口单位、跨国公司以及关联进口单位的付汇情况；
- (五) 资金流与货物流趋势变动情况；
- (六) 进口付汇规模、结算方式以及国家/地区流向等情况；
- (七) 进口货物规模、贸易方式以及海关价格申报等情况；
- (八) 资金流向与货物流向国家/地区偏离度等情况；
- (九) 其他应实施监测预警管理的情况。

第五章 现场监督核查

第二十二条 对核查期内存在下列情况之一的进口单位，外汇局可实施现场核实调查（以下简称现场核查）：

- (一) 进口货物金额与进口付汇金额的比率小于 80%或大于 120%，且多付汇或多到货金额大于等值 100 万美元；
- (二) 转口贸易、境外承包工程收汇金额与相应付汇金额的比率小于 90%或大于 110%，且多付汇或多收汇金额大于等值 100 万美元；
- (三) 单月进口退汇频次大于 5 次或单笔退汇金额大于等值 50 万美元；
- (四) 外汇局认为有必要的其他情况。

外汇局可根据总量核查结果和企业主动报告情况，参考地区、行业、经济类型等特点对上述比例或金额指标进行调整，确定实施现场核查的进口单位。

第二十三条 外汇局可采取要求进口单位报告、约见进口单位法定代表人或其授权人、现

- (一) 貨物総量検査、対外支払金額を超える貨物代金、及び輸入貨物代金を超える対外支払金額等の状況
- (二) 中継貿易、域外工事請負等の収入の総量検査状況
- (三) 輸入外貨返金、輸入貿易融資、前払代金及び代理輸入等の状況
- (四) 指導期間内の輸入単位、多国籍企業及び関連輸入単位の外貨支払状況
- (五) 資金流及び貨物物流の変動情勢
- (六) 輸入外貨支払規模、決済方式及び国家/地域への流動等の状況
- (七) 輸入貨物規模、貿易方式及び税関価格申告等の状況
- (八) 資金流及び貨物物流の国家/地域への乖離度等の状況
- (九) その他、警戒モニター管理を実施すべき状況

第五章 オンサイト監督検査

第二十二条 検査期間中、下記状況のいずれかに該当する輸入単位に対して、外管局はオンサイト監督検査（以下、「オンサイト検査」と略称）を実施できる。

- (一) 輸入貨物金額に対する輸入外貨支払金額の比率が 80%以内或いは 120%以上で、且つ外貨支払超過額或いは到着貨物代金超過額が 100 万米ドル相当額以上となる場合
- (二) 中継貿易、域外工事請負の外貨受取金額に対する関連の外貨支払金額の割合が 90%以内或いは 110%以上で、且つ、外貨収支差額が 100 万米ドル相当額以上となる場合
- (三) 一ヶ月の輸入返金回数が 5 回以上、或いは一回の返金金額が 50 万米ドル相当額以上となる場合
- (四) 外管局が必要と判断するその他の場合

外管局は総量検査の結果と企業報告の状況に基づいて、地域、業界、経済類型等の特徴を参考に、上述の比率或いは金額指標を調整し、オンサイト検査を実施する輸入単位を確定する。

第二十三条 外管局は輸入単位の報告を要請し、輸入単位法定代表人及びその授権者と面談し、オンサイト調査



场调查以及外汇局认为必要的其他方式对进口单位进行现场核查。

第二十四条 外汇局对需现场核查的进口单位，发出《现场核查通知书》（见附5）。

第二十五条 进口单位应按下列规定如实提供相关资料，并主动配合外汇局现场核查工作：

（一） 外汇局要求进口单位报告的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内向外管局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖单位公章的书面报告及相关资料；

（二） 外汇局约见进口单位法定代表人或其授权人的，进口单位法定代表人或其授权人应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内到外汇局说明情况；

（三） 外汇局进行现场调查的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内准备好相关资料，配合外汇局现场调查人员工作；

（四） 外汇局采取其他现场核查方式的，进口单位应按外汇局要求做好相关工作。

第二十六条 外汇局应核实进口单位提供的资料，审查进口付汇业务的真实性与合规性，确定进口单位现场核查结果。

第二十七条 外汇局根据对银行办理进口付汇业务的非现场核查情况，通过采取调阅凭证、要求银行补充报送相关资料、约见业务负责人等方式对银行实施现场核查。银行应在 7 个工作日内如实提供相关资料，主动配合外汇局现场核查工作。

第二十八条 对于现场核查中发现涉嫌违反外汇管理规定的进口单位和银行，将移交外汇检

及及其他外管局有必要と認める方法で、輸入単位に対しオンサイト検査を行うことができる。

第二十四条 外管局は、オンサイト検査の実施対象となる輸入単位に「オンサイト検査通知書」を発行する。（添付ファイル5をご参照）

第二十五条 輸入単位は下記の規定に従って、事実通りに関連資料を提出し、外管局的オンサイト検査に積極的に協力しなければならない。

（一） 外管局が輸入単位の報告を要請する場合には、輸入単位は「オンサイト検査通知書」を受領してから 15 営業日以内に、法定代表人者或いはその授權者がサインし、且つ単位の公印のある書面報告書及び関連資料を外管局に提出しなければならない。

（二） 外管局が輸入単位の法定代表人者或いはその授權者と面談する場合、輸入単位の法定代表人者或いはその授權者は「オンサイト検査通知書」を受領してから 15 営業日以内に、外管局に赴き状況説明を行わなければならない。

（三） 外管局はオンサイト検査を行う場合、輸入単位は「オンサイト検査通知書」を受領してから 15 営業日以内に、関連資料を用意し、外管局的オンサイト検査員に協力しなければならない。

（四） 外管局が他のオンサイト検査方式を採用する場合、輸入単位は外管局的の要求に基づいて、関連作業を行わなければならない。

第二十六条 外管局は輸入単位が提出した関連資料を検査し、輸入外貨支払業務の真实性と合法性を審査し、輸入単位オンサイト検査の結果を確定しなければならない。

第二十七条 外管局は銀行の輸入外貨支払業務に対するオフサイト検査の状況に基づき、証明書類の取り寄せ、関連補充資料提出の要請、業務責任者との面談等の方式を通じて、銀行に対してオンサイト検査を実施する。銀行は 7 営業日以内に、事実通りに関連資料を提出し、外管局的のオンサイト検査に積極的に協力しなければならない。

第二十八条 オンサイト検査で発覚した外貨管理規定違反の疑いのある輸入単位と銀行については、外貨検査



査部門。

第六章 分类管理

第二十九条 外汇局定期对名录进口单位进行考核分类，在非现场总量核查及监测预警的基础上，结合现场核查情况和进口单位遵守外汇管理规定等情况，将进口单位分为“A类进口单位”、“B类进口单位”和“C类进口单位”。

第三十条 外汇局向进口单位和银行发布考核分类结果，考核分类结果有效期为半年。

第三十一条 存在下列情况之一且无正当理由的进口单位，应被列为“B类进口单位”：

- (一) 经现场核查，进口付汇业务存在本细则第二十二條規定情況之一且情況屬實的；
- (二) 进口付汇业务存在本细则第二十二條規定情況之一且未按本细则第二十五條規定如實向外匯局提供相關資料的；
- (三) 未按本细则規定向外匯局逐筆報告或辦理登記進口付匯業務的；
- (四) 存在逃套騙匯等嚴重違反外匯管理規定的行為，受到外匯局立案調查的；
- (五) 外匯局認定的其他情況。

第三十二条 存在下列情况之一的进口单位，应被列为“C类进口单位”：

- (一) 外匯局實施現場核查時，違反本細則第二十五條規定，拒不接受或拒不配合核查的；
- (二) 存在逃套騙匯等嚴重違反外匯管理規定的行為，受到外匯局處罰或被司法機關立案調查的；
- (三) 外匯局認定的其他情況。

第三十三条 未被列为“B类进口单位”或“C类进口单位”的进口单位，为“A类进口单位”。

部門に引き渡す。

第六章 分類管理

第二十九条 外管局は定期的に輸入単位に対する考課分類を行う。オフサイト総量検査及び警戒モニター結果を基本とした上で、オンサイト検査結果と輸入単位の外貨管理規定の遵守状況を考慮して、輸入単位を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」、「C類輸入単位」に分類する。

第三十条 外管局は輸入単位と銀行に対し考課分類結果を発表する。考課分類結果の有効期間は半年間である。

第三十一条 輸入単位は、正当な理由なく以下の状況のいずれかに該当する場合には、「B類輸入単位」に指定される。

- (一) オンサイト検査を経て、輸入外貨支払業務が本細則第二十二條の規定する状況のいずれかに該当し、且つ事実であることが確認された場合
- (二) 輸入外貨支払業務が、本細則第二十二條の規定するいずれかに該当し、且つ第二十五條の規定に基づき事実通りに外管局に関連資料を提出しない場合
- (三) 本細則の規定に基づき外管局に都度報告しない、または輸入外貨支払業務の登録を行わない場合
- (四) 隠匿、詐取等の重大な外貨管理規定違反行為があり、外管局に立件調査されている場合
- (五) 外管局が認めたその他の場合

第三十二条 以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「C類輸入単位」に指定される。

- (一) 外管局によるオンサイト検査時、本細則第二十五條の規定に違反し、検査に協力しない、または検査を拒否した場合
- (二) 隠匿、詐取等の重大な外貨管理規定違反行為があり、外管局による処罰を受けたり、または司法機関に立件調査された場合
- (三) 外管局が認めたその他の場合

第三十三条 「B類輸入単位」と「C類輸入単位」に指定されない輸入単位は、「A類輸入単位」とされる。



第三十四条 外汇局对“ A 类进口单位”进口付汇业务实施便利化管理,“ A 类进口单位”按《办法》及本细则规定正常办理进口付汇业务。

第三十五条 外汇局在确定“ B 类进口单位”和“ C 类进口单位”前,将《考核分类通知书》(见附 6)以书面形式通知相关进口单位。如有异议,进口单位可自收到书面通知之日起 7 个工作日内向外管局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。

第三十六条 外汇局对“ B 类进口单位”可以实施以下管理:

- (一) 所有进口付汇业务按照本细则第十七条规定实行事后逐笔报告;
- (二) 单笔预付货款金额超过等值 5 万美元的,需提供经银行核对密押的外方银行出具的预付货款保函;
- (三) 约见进口单位法定代表人或其授权人进行风险警示谈话;
- (四) 外汇局规定的其他管理措施。

第三十七条 外汇局对“ C 类进口单位”实施以下管理:

- (一) 所有进口付汇业务按照本细则第十六条规定实行事前登记;
- (二) 不得以信用证、托收、预付货款等方式付汇;
- (三) 外汇局规定的其他管理措施。

第七章 罚则

第三十八条 进口单位和银行应当按照本细则及其他相关规定办理进口付汇业务,对违反规定的,由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》(以下简称《条例》)等相关规定处罚。

第三十九条 进口单位有下列行为之一的,由外汇局依据《条例》第四十八条规定,责令改正,给予警告,处 30 万元以下罚款:

第三十四条 外管局は、「 A 類輸入単位」の輸入外貨支払業務に対し、利便性管理を行い、「 A 類輸入単位」は「 弁法」及び本細則の規定通りに輸入外貨支払い業務を行う。

第三十五条 外管局は「 B 類輸入単位」と「 C 類輸入単位」を確定する前に、『考課分類通知書』(添付文書 6 をご参照)を書面にて関連輸入単位に通知する。異議がある場合、輸入単位は書面通知受領日より 7 営業日以内に、外管局に書面による状況説明及び関連証明資料を提出し、陳述を行うことができる。

第三十六条 外為管理局は、「 B 類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。

- (一) すべての輸入外貨支払業務に対し、本細則第十七条が規定する事後都度報告管理を行う。
- (二) 1 件の前払代金が 5 万米ドル相当額を超える場合、銀行により照合確認済の、域外銀行が発行した前払保証書を提出する必要がある。
- (三) 輸入単位法定代表者あるいはその授権者と面談し、リスクの警告を行う。
- (四) 外管局が規定したその他の管理措置

第三十七条 外管局は、「 C 類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。

- (一) すべての輸入外貨支払業務に対し、本細則第十六条が規定する事前登記を行う。
- (二) 信用状、取立、前払代金等の方法で輸入外貨支払を行ってはならない。
- (三) 外管局が規定したその他の管理措置

第七章 罰則

第三十八条 輸入単位と銀行は、本細則及びその他の関連規定に基づき、輸入外貨支払い業務を行わなければならない。規定に違反する場合、外管局は『中華人民共和国域外貨管理条例』(以下「条例」と略称)等の関連規定に基づき、処罰する。

第三十九条 輸入単位が以下の行為のいずれかに該当した場合、外管局は、「条例」第四十八条の規定に基づき、当該単位に業務を改善するよう命じ、警告を行い、30 万元以下の罰金に処する。



- (一) 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查；
- (二) 办理进口付汇业务未按照规定提交有效单证或者提交的单证不真实；
- (三) 对于需登记的进口付汇业务，未按规定到外汇局办理登记；
- (四) 对于需逐笔报告的进口付汇业务，未按规定进行报告；
- (五) 瞒报、漏报、错报进口付汇核查信息；
- (六) 其他违反《办法》及本细则的行为。

第四十条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十七条规定，责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款：

- (一) 未按照本细则及相关规定审核有效凭证及商业单据，为进口单位办理进口付汇业务；
- (二) 属进口付汇登记业务范围，但未凭外汇局核发的《登记表》为进口单位办理进口付汇业务；
- (三) 未按照外汇局公布的进口单位分类管理措施为进口单位办理进口付汇业务；
- (四) 其他违反《办法》及本细则的行为。

第四十一条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十八条规定，责令改正，给予警告，处 30 万元以下罚款：

- (一) 错报、漏报、虚报、迟报进口付汇核查凭证以及电子信息；
- (二) 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查；
- (三) 在外汇局实施现场核查中未按照本细则及相关规定提供有效单证及资料或提供虚假单证及资料；
- (四) 其他违反《办法》及本细则的行为。

第八章 附则

第四十二条 进口多付汇或多到货金额是指进口付汇金额与进口到货金额的差额。

- (一) 外管局の法律に基づくオンサイト検査を拒否、妨害する場合
- (二) 輸入支払業務の申請において規定に基づく有効な書類を提出しない、または提出書類が真実でない場合
- (三) 登録の必要な輸入外貨支払業務について、外管局に規定に基づく登録をしない場合。
- (四) 都度報告の必要な輸入支払業務に対して、規定に基づく報告をしない場合
- (五) 輸入外貨支払照合関連情報の隠蔽・報告漏れ・報告ミス
- (六) 「弁法」及び本細則に違反するその他の行為。

第四十条 銀行が以下の行為のいずれかに該当する場合、外管局は「条例」の第四十七条規定に基づき、期限を限定して是正を命じ、違法所得を没収し、並びに 20 万元以上 100 万元以下の罰金に処する。

- (一) 本細則及び関連規定に基づく有効な書類及び商業書類を審査せずに、輸入単位の輸入外貨支払業務を取扱うこと。
- (二) 輸入外貨支払の登録業務に該当するにも拘らず、外管局的発行する「登記表」によらず、輸入単位の輸入外貨支払業務を行うこと。
- (三) 輸入単位の輸入外貨支払業務を外管局が公表した輸入単位分類管理措置通りに取扱わないこと。
- (四) 「弁法」及び本細則に違反するその他の行為。

第四十一条 銀行が以下の行為のいずれかに当てあまる場合、外管局は「条例」の第四十八条規定に基づき、期間を限定して是正を命じ、30 万元以下の罰金に処する。

- (一) 輸入外貨支払審査証憑及び電子情報の報告ミス、報告漏れ、虚偽報告、報告遅延。
- (二) 外管局の法律に基づくオンサイト検査を拒否、妨害すること。
- (三) 外管局的オンサイト検査に用いる本細則及び関連規定に基づく有効なエビデンス及び資料を提供しないこと。
- (四) 「弁法」及び本細則に違反するその他の行為。

第八章 附則

第四十二条 輸入外貨支払超過額或いは到着貨物代金超過額とは輸入外貨支払金額と輸入貨物金額の差額を

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



<p>第四十三条 本细则中涉及的相关商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件及申请书、《登记表》、《进口付汇逐笔核查报告表》、《考核分类通知书》以及《现场核查通知书》的原件，均应作为重要业务档案留存备查。外汇局、进口单位以及银行应妥善保管相关业务档案，留存5年备查。</p> <p>第四十四条 本细则规定的比率、金额、期限均含本值，本细则规定的日期为自然日（明确规定为工作日的除外）。</p> <p>第四十五条 进口单位支付进口项下佣金、贸易项下赔款以及贸易从属费用，按照服务贸易外汇管理有关规定办理。</p> <p>第四十六条 进口单位支付预付货款和延期付款按照本细则和贸易信贷登记管理有关规定办理。</p> <p>第四十七条 本细则由国家外汇管理局负责解释，自2010年12月1日起施行。</p>	<p>指す。</p> <p>第四十三条 本細則に関わる関連商業書類、有効な証憑、証明資料の原本或はコピー及び申請書、「登記表」、「輸入外貨支払逐一審査報告表」「考課分類通知書」の各原本と「オンサイト検査通知書」原本は、いずれも重要な業務ファイルとして保管し、調査に備えなければならない。外管局、輸入単位、銀行は、業務関連ファイルを5年間保管し、検査に備えなければならない。</p> <p>第四十四条 本細則が規定する比率、金額、期限は当該値を含むものとし、本細則が規定する期日は暦日とする。（規定により営業日で計算する場合を除く）</p> <p>第四十五条 輸入単位は輸入項目下のコミッション、貿易項目下の賠償金及び貿易付随費用を支払う場合、サービス貿易外貨管理の関連規定に基づき取り扱う。</p> <p>第四十六条 輸入単位は前払と延払をする場合、本細則と貿易与信登記管理の関連規定に基づき取り扱う。</p> <p>第四十七条 本細則の解釈は、国家外貨管理局が行う。本細則は2010年12月1日より実施する。</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課】